

議案第53号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の92の22の項の次に次のように加える。

92の23 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき 31,000円	認定申請のとき。
--	-------------------------	---------------	----------

別表第1の93の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同表の117の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項の次に次のように加える。

117の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 195,000円	許可申請のとき。
--	-----------------------------------	----------------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料を定める等の必要がある。